

保護者 各位

鹿児島県立鹿屋高等学校長

学校において予防すべき感染症について（お知らせ）

学校において予防すべき感染症にかかった場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により、他の生徒への感染拡大防止のために出席停止となります。

学校において予防すべき感染症（裏面）と診断された場合は、医師により下記の疾病証明書に記入していただき、学級担任に提出してください。

主治医 殿

御多忙中誠に恐縮ですが、証明をお願いします。

疾 病 証 明 書	
鹿屋高等学校 年 組 番 氏名	
診 断 名	
療養必要	令和 年 月 日 () から
期 間	令和 年 月 日 () まで () 日間
備 考	
上記のとおり証明します。	
令和 年 月 日	
医療機関名	
医師氏名	
印	
鹿児島県立鹿屋高等学校長 殿	

(学校記入欄)

上記の結果について確認しました。

学級担任

印
(担任→保健室)

学校において予防すべき感染症と出席停止期間

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト ラッサ熱 マールブルグ病 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS) 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ 腸管出血性大腸菌感染症 細菌性赤痢 パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 腸チフス その他の感染症（感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症など）	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで